

2012年8月6日

厚生労働省社会・援護局  
局長 山崎 史郎 殿

社団法人日本社会福祉士会	会長	山村 睦
社団法人日本精神保健福祉士協会	会長	柏木 一恵
公益社団法人日本医療社会福祉協会	会長	佐原まち子
特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会	会長	岡本 民夫
社団法人日本社会福祉士養成校協会	会長	長谷川匡俊
一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会	会長	石川 到覚
社団法人日本社会福祉教育学校連盟	会長	野村 豊子

## 『生活支援戦略』中間まとめに関する意見

貴職におかれましては、日々社会福祉の増進にご尽力されていることに敬意を表します。

このたび、厚生労働省において取りまとめられた『生活支援戦略』中間まとめが公表され、生活困窮者への支援戦略として基本的な方針と改革の方向性が示されました。

中間まとめでは「参加と自立」を基本に社会的包摂を進め、生活困窮者が経済的困窮と社会的孤立から脱却する諸方策が示されました。生活貧困者への支援は喫緊な課題であり、生活貧困者支援において新たな方向付けをされましたことを高く評価するものです。私たち研究・教育者および実践者の団体としても、おおいに協力する所存です。そして、諸方策が制度として整備され、実運用において効果を発揮することを期待します。

つきましては、本中間まとめについて、生活困窮者の支援に長く関わってきた研究・教育者および実践者の立場から、下記のとおり意見を述べさせていただきます。

### 記

#### 1. 社会福祉専門職の活用について

生活困窮者については、早期に把握し初期段階からアウトリーチを重視した総合相談を行い、アセスメント、プランの作成、チームアプローチによる支援が示されています。これら一連の支援はソーシャルワークそのものであり、これらを効果的に行うためにはソーシャルワークの専門的な知識や技術を習得している社会福祉士や精神保健福祉士の活用を図ることで、より一層、効果的な支援が実現できるものと考えます。福祉事務所であれ、NPOや社会福祉法人、消費生活協同組合、民間企業等へのアウトソーシングする場合にあっても、専門職の活用が必要であると考えます。

#### 2. 福祉事務所の自立支援機能強化について

今回の中間まとめでは、生活保護費給付の適正化や自立支援の強化などが示されています。しかし、現在のケースワーカーは被保護者の実態や要請に応じた定期的な面接・訪問が難しい状況が固定化しています。そこでケースワーカーと連携し個別の支援計画の策定や訪問、カンファレンスなどの自立支援機能を社会福祉士や精神保健福祉士が担い手となる民間組織へアウトソーシングすることで、福祉事務所の自立支援機能を強化することができると考えます。

以上